

京都市告示第 4 8 1 号

京都市梅小路公園のパークカフェから、京都市梅小路公園条例施行規則第 2 条規定に基づき、供用しない日の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

期間	区分			供用しない日
平成 2 6 年 1 2 月 2 8 日 (日) から 2 7 年 1 月 4 日 (日) まで	店舗	その他のもの	変更後	なし
			現行	1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで

(南部みどり管理事務所)